

耕作放棄地を解消する取り組みを行う農業者の皆様を支援します。



耕作放棄地解消支援事業

1 事業内容について

耕作放棄地と化している農地を再生し、農作物を生産するため、伐採や伐根等に必要経費の助成を行い、耕作放棄地の解消を支援する。

※自らの所有する耕作放棄地を解消する取り組みについては対象外となります。

2 補助率について

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ① <u>重機を使用して耕作放棄地を解消する取組</u> | <u>50,000円／10a</u> |
| ② <u>重機を使用せず耕作放棄地を解消する取組</u> | <u>20,000円／10a</u> |

3 補助対象について

【対象者】次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 農地中間管理機構を通し、10年以上の利用権設定をした者。
- (2) 解消した翌年度中までに農作物の作付を行う者。
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 年度内に事業を完了させることが確実とみなせる者

【対象農地】次に掲げる要件を全て満たす石川町内の農地とする。

- (1) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地
- (2) 農業委員会が農地法第32条第1項第1号と同程度の状況と認める農地

※農地法第32条第1項1号:現に耕作されておらず、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地

4 申請方法について

(1) 必要書類について

- ア 様式1号 耕作放棄地解消支援事業実施計画書
- イ 見積書等事業費の積算がわかる資料
- ウ 事業実施希望農地の現況写真
- エ 町税等の滞納がないことを証明できる書類

※ 耕作放棄地解消支援事業実施計画書については、石川町HPからダウンロードするか石川町農政課農政係(TEL:0247-26-9126)へ資料請求を行うことで入手してください。

5 申請受付期間について

令和6年7月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで随時受付

提出先:石川町役場2階 石川町農政課農政係

※令和6年度中(令和7年3月31日)までに事業完了させることができるよう、余裕を持った申請をお願いいたします。

※予算の満額に達した時点で申請を締め切ります。

6 事業スケジュール

申請者

石川町

実施計画書の提出

計画書審査

実施計画書、添付書類の審査を実施します。

※耕作放棄地の解消を予定している農地が農業委員会で管理する農地法第32条1項第1号に該当しない場合は、農地の状況を確認します。(申請から1ヶ月以内)
確認後、農地法第32条第1項第1号に該当する農地と同程度の状況だった場合は、申請が可能です。

認定通知

交付申請書の提出

交付決定通知

事業着手

交付決定通知後、事業着手が可能です。

令和6年度内(令和7年3月)までに事業を完了し、実績報告を提出する必要があります。

計画書に記載した内容に合わせて、作付けが可能な状況まで、解消の取り組みを実施してください。

完了・実績報告(次に掲げる書類を添付)

- ・領収書等経費がわかる書類
- ・施工中及び完了後の補助対象農地の写真(重機を使用する場合は重機の使用がわかるもの)
- ・このほか、町長が必要と認める書類

確定通知

補助金の請求書提出

補助金の支払い

※交付決定を受けた年度の翌年度中までに農作物の作付けを実施。

(種・苗の購入伝票、作付け写真、販売伝票 等にて確認)

7 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係

石川町字長久保185-4

TEL: 0247-26-9126 FAX: 0247-26-0360



石川町